

高等教育無償化に関する制度と 今後に向けたスケジュールについて

——大学等における修学の支援に関する法律案について

森下 平 文部科学省高等教育局大学改革官

現在開会中の通常国会において「大学等における修学の支援に関する法律案」が審議されている。この法案は、いわゆる「高等教育の無償化」の実施に係る法案であり、文部科学省では、2020年4月からの施行に向けて、法案審議と並行しながら、細部を定める政令や省令の検討を進めている。(2019年4月9日段階)

法案審議中であるため、内容に変更がある可能性はあるが、現時点での制度設計について、紹介したい。

これまでの経緯について

真に支援が必要な低所得者世帯の方に対して高等教育の無償化を実施する旨については、「新しい経済政策パッケージ(2017年12月)」や「経済財政運営と改革の基本方針2018(2018年6月)」といった閣議決定において示されてきており、これらを踏まえて関係閣僚において合意された「制度の具体化に向けた方針(2018年12月)」による具体化を経て、2019年2月、政府は、通常国会に「大学等における修学の支援に関する法律案」を提出した。また、法案審議と並行して、制度の細部を定める政省令についても検討を進めており、文部科学省では、法案成立後、速やかに制定する予定である。

制度の目的について

今回の制度の目的は、法案の第1条に掲げられている通り、低所得者世帯の方々であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学する

ことができるよう、その経済的負担を軽減することにより、わが国における急速な少子化の進展への対処に寄与することにある。

安心して子どもを産み、育てていくうえで、わが子が高校を卒業した段階で、仮に所得が低い状態にあったとしても、経済的な理由から進学を断念することなく、希望に応じて質の高い大学等へ進学できるという見通しが立つことは、非常に重要である。低所得者世帯は、高等教育段階への進学率が全世帯に比べて低く、家庭の経済的理由により進学を断念するケースがあると考えられることから、こうした低所得者世帯に対して、大学等における修学への経済的負担を軽減するものである。このように、今回の支援措置は、社会保障施策として実施されるものであり、その財源に消費税引き上げによる増収分を活用することとしている。

支援の内容について

具体的には、大学の学部、短期大学の学科・認定専攻科、高等専門学校の学科(4・5年生)・認定専攻科の学生、専修学校の専門課程(専門学校)の生徒であって、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、①授業料・入学金の減免と、②給付型奨学金の支給を合わせて措置するものである。

①授業料等の減免

授業料等の減免は、それぞれの大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施し、それに要する費用が公費から支出される。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

②給付型奨学金

給付型奨学金については、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるような額として設定した以下の給付額(年額)を、日本学生支援機構が学生に対して直接支援する。

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短大・専門学校	約35万円	約80万円	約46万円	約91万円

※高等専門学校の学生は、学生生活費の実態に応じて、大学生の5～7割程度の額を措置

これらの上限額・給付額は、住民税非課税世帯に対するものであるが、支援額の段差をなだらかにするため、住民税非課税世帯に準ずる世帯に対しても、住民税非課税世帯の学生に対する支援の3分の2または3分の1の支援を行う。

支援対象者の要件(個人要件)について

法案では、これらの支援を「真に支援が必要な低所得者世帯の者」に対して行うとしているが、具体的な要件は次の通りである。

①経済状況に係る要件(所得・資産)

世帯(学生本人を含む。)の年収の合計により、支援区分(全額、3分の2、3分の1)を決定する。住民税非課税世帯は全額、年収目安300万円までの世帯は3分の2、年収目安380万円までの世帯は3分の1の額が支援される。

ただし、世帯(学生本人を含む。)の保有する資産(預貯金、有価証券等)の合計が、家計支持者が2名の場合は2000万円、1名の場合は1250万円を超える場合には対象にならない。

なお、支援区分は、日本学生支援機構が生計維持者及び本人のマイナンバーを活用して市町村民税の課税標準額から算出される額により決定する。このため、上記の年収はあくまでも目安であり、家族構成等の状況により、同じ年収であっても支援区分が異なることがあることに留意が必要である。

また、支援区分は、進学後も毎年夏ごろに最新の課税標準額に応じて見直され、給付型奨学金の額に反映される。また、各学生の支援区分は大学等と共有され、大学等は支援区分に応じて授業料の減免額を変更することになる。

②学業・人物に係る要件

今回の支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだうえで、社会で自立し、活躍できるようになるよう、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めたうえで学生に対して支援を行うこととしている。

進学前の高校3年生に対する予約採用に当たっては、申し込み時までの評定平均が3.5以上であるか、3.5未満であっても、それだけで否定的な判断をせず、高校等においてレポートまたは面談により学修意欲や進学目的等が認められれば対象となる。

一方で、大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることになる。

具体的には、次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分等相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。

- i 退学・停学の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
- iii 修得単位数が標準の5割以下の場合

iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

また、次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。

i 修得単位数が標準の6割以下の場合

ii GPA (平均成績)等が下位4分の1の場合

(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)

iii 出席率が8割以下等学習意欲が低いと大学等が判断した場合

これらの打切りや警告は、大学等が年に1回(退学等の処分の場合は随時。また、短期大学や高等専門学校といった修業年限が2年以下のものについては半年に1回)行い、その情報については、日本学生支援機構と共有することで、授業料減免のみならず、給付型奨学金についても同様に扱われることになる。

③その他の要件

現在の給付型奨学金の取り扱いと同様に、原則として日本国籍を有する者であること、高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去にこの法律に基づく支援措置を受けたことがないことが必要である。つまり、外国人留学生や社会人学生等は今回の支援対象にはならない。

在学採用について

現在の給付型奨学金は、進学前に採用の予約を申請する予約採用手続きのみが設けられており、大学等への進学後に申し込むことはできないが、新制度においては、進学後の学生も、採用を申請することができる(在学採用)。

その場合は、直近の課税標準額や学業等の状況により、要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

また、予期できない事由により家計が急変し、急変後

の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、必要な手続きを経て速やかに支援を開始する(緊急採用)。

休学等の取り扱い

正式な手続きを経て休学等をする場合には、現行制度と同様、その間、支援を停止し、復学時に要件を満たす場合には、標準修業年限を超えない範囲において支援を再開する。

大学等の要件(機関要件)について

支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだうえで、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件の充足を求める。

法案においては、大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであることを求めており、省令においては、次の4点を定めることを予定している。

①実務経験のある教員による授業科目が標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、配置されていること。

②法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

③授業計画(シラバス)の作成、GPA等の成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定等により、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

④法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況、進学・就職の状況等の教育活動に係る情報を開示していること。

また、教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、今回の支援措置により、実質的に救済がなされることがないように、大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであることを求めており、省令において、次の「いずれにも」該当する大学等については、支援の対象外とするよう定める予定である。

①法人の貸借対照表の「運用資産-外部負債」が直近の決算でマイナス

②法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス

③直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合(なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。)

今後のスケジュール

今回の支援措置の施行は2020年4月を予定しているが、様々な手続きが2019年度からスタートすることになる。

まず、大学等の要件(機関要件)については、大学等が、国または地方公共団体(国立学校、私立の大学・高等専門学校:国、公立学校:設置する地方公共団体、私立の専門学校:所轄する都道府県)に対して要件を満たしている旨の確認を申請し、確認を行った国や地方公共団体が、支援の対象となる大学等のリストをホームページにおいて公表する。

対象大学等のリストの公表は、高校生の進路の選択に資するよう、2019年の夏までには行いたいと考えており、確認申請の受け付けを政省令の制定後、開始する予定である。文部科学省では、各要件の確認のポイントを既にホームページにより公開し、各大学等に対して申請に向けた準備を促しており、メール等による相談にも対応することとしている。

また、政省令の制定後次第、高等学校では、日本学生支援機構による給付型奨学金の予約採用の募集が始まる。翌年度に進学し、今回の支援措置を希望する者は、高校

を通じて予約採用を申し込むとともに、日本学生支援機構に直接、生計維持者と本人のマイナンバーを提出する。各高校は、その生徒の評定平均値または学修意欲や進学目的がある旨(3.5未満の場合)を、オンラインで日本学生支援機構に対し報告する。

日本学生支援機構は、マイナンバー等によって経済状況に係る要件を、高校からの情報によって学業に係る要件をそれぞれ確認し、要件を満たす場合には、採用候補者である旨と支援区分(全額、3分の2、3分の1)を生徒本人に伝達する。

2020年4月以降、この生徒が大学等に進学後、日本学生支援機構に「進学届」を提出することで、給付型奨学金の支給が始まる。また、既に要件の確認が済んでいるので、大学等において授業料減免の申し込み手続きを経ることで、授業料等についても減免されることになる。

さらに、今回の支援措置は、2019年度の在籍生についても、2020年4月から対象とすることとしている。2019年度の在籍生については、秋ごろから採用手続きを予定しており、高校生と同様、学生が、生計維持者と本人のマイナンバーを日本学生支援機構に提出するとともに、各大学等において学業要件(高校生とは別に定める)を確認し、オンラインで日本学生支援機構に対し報告することで、2020年度から支援の対象となる。

おわりに

以上の新たな支援措置については、目下、国会において審議中であり、法案が成立次第、最後に述べたように、2020年4月からの施行に向けて、機関要件や個人要件の確認等の手続きが2019年度中に必要となるため、大学等や高等学校の理解・協力が不可欠である。また、こうした支援が新たに講じられることを、実際に支援を受ける高校生やその保護者に伝えていくことが必要であり、文部科学省としては、これからも制度の広報、周知に努めていく所存である。



(最新情報については、文部科学省のホームページを参照)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/